

高額療養費制度

70歳以上の自己負担限度額が変わります。

高額療養費制度とは、1カ月に支払った医療費が多いとき、自己負担限度額を超えた分が支給される制度です。家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い(*)されます。

(*)入院の場合や同一医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめる現物支給化の仕組みが導入されている。

現行(70歳以上)		平成29年8月から	
区分	自己負担限度額	個人(外来)	世帯単位(外来+入院)
現役並み所得(年収370万円)	44,400円	57,600円	80,100円+1%(44,400円)
一般(年収156万円)	12,000円	14,000円(年間14.4万円上限)	57,600円<44,400円>※1
低所得	II I	8,000円	24,600円 15,000円

(※1) < >内は過去12カ月以内に3カ月以上高額医療費に該当する場合の4カ月目からの限度額

■現役並み所得

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、その世帯の該当者の年収が520万円未満(該当者が1人の世帯では年収383万円未満)の場合は、国保の担当窓口への申請により、2割負担となります。平成28年1月以降新たに70歳となった国保被保険者のいる世帯のうち基礎控除後の「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合「一般」となります。

■低所得II

世帯主および世帯全員が住民税非課税の人(低所得I以外の人)

■低所得I

世帯主および世帯全員が住民税非課税で、その世帯員の各所得が必要経費・控除(年金収入は控除額80万円として計算)を差し引いた時に0円になる人。

☎国民健康保険課 内線 137

「第四次宜野湾市障がい者福祉計画アンケート」ご協力をお願い

「宜野湾市障がい者福祉計画」の見直しにあたり、障がい者の生活状況、要望等の実態や、市民の障がい者福祉についての意識を把握し計画策定の基礎資料とするために、アンケート調査を実施します。アンケート調査が届いた方については、ご協力くださいますようお願いいたします。

☎障がい福祉課 内線 367

がんじゅ〜広場

専門スタッフの指導の下、ワイワイ楽しい仲間たちと一緒に姿勢や動作を整えましょう。

肩こり、腰痛、膝痛でお困りのあなたをお待ちしています。

日時 毎週金曜日 10:00~12:00 (受付9:00~)

場所 赤道老人福祉センター(願寿ひろば赤道)

対象 市内在住の65歳以上の方

受講料 無料 ※申込不要

☎介護長寿課 内線 206

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在、「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は、7月31日までしか使用できません。8月1日以降も引き続き適用を受けるためには、再度更新の申請が必要です。7月3日(月)から更新の申請を受け付けておりますので、8月末日までに更新をお願いします。

申請に必要なもの

- ▶対象者の被保険者証
- ▶印鑑
- ▶対象者および世帯主のマイナンバーが分かる物(通知カード等)
- ▶来所する方の身分証

☎国民健康保険課 内線 137

「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者募集

同事業は、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用 参加費として10万円

※28年度参加者以外は複数回の応募が出来ます。

※日程等の詳細は、日本遺族会事務局 03-3261-5521まで。

※お申込みは、お住まいの各都道府県遺族会へ。

<実施地域>

(広域地域)①旧満州(受付終了)/②旧ソ連(受付終了)/③モンゴル(受付終了)④西部ニューギニア/⑤マリアナ諸島/⑥東部ニューギニア(1次)/⑦トラック・パラオ諸島/⑧マリアナ諸島/⑨北ボルネオ・マレー諸島/⑩フィリピン(1次)/⑪ソロモン諸島/⑫ミャンマー(1次)/⑬台湾・パシフィック/⑭東部ニューギニア/(2次)/⑮ミャンマー(2次)/⑯フィリピン(2次)/⑰中国

(特定地域)

①西部ニューギニア/②ビスマーク諸島/③マーシャル・ギルバート諸島

☎沖縄県遺族連合会 834-2811

児童扶養手当・母子父子家庭等医療費助成現況届

引き続き手当や医療費の給付が受けられるかどうかを確認する大切な届出です。

※受給者の皆さまには7月末までに通知します。

期間 8月1日(火)~8月31日(木)
※8月11日(祝)は閉庁、8月13日(日)は開庁します。

※8/13(日)・月末は混み合う事が予想されます。

受付 8:30~11:30
13:00~16:30
(お昼休み12:00~13:00)

場所 児童家庭課

— 求職・転職をお考えの方! —

カレンダーの○のついている日は現況届会場にハローワーク相談員が来ますので、お気軽にお声掛け下さい。

相談時間 10:00~16:00

— 健康相談のご案内 —

カレンダーの△のついている日は保健師・管理栄養士・看護師が日替わりで健康相談を行います。集団検診予約も受け付けます。

相談時間 13:00~15:00

※30日のみ13:00~16:00

8月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	△4	5
6	7	○8	9	○10	11	12
13	14	○15	16	○17	△18	19
20	21	○22	23	○24	△25	26
27	28	○29	△30	○31		

☎児童家庭課 児童扶養手当
内線 182・263・179
母子父子家庭等医療費助成
内線 572

特別児童扶養手当所得状況届

引き続き手当が受けられるかどうかを確認する大切な届出です。

※受給者の皆さまには7月末までに通知します。

期間 8月10(木)~9月11日(月)
(土日祝日は除く)

※8月11日(祝)は閉庁、8月13日(日)は開庁します。

※8/13(日)・月末は混み合う事が予想されます。

受付 8:30~11:30
13:00~16:30
(お昼休み12:00~13:00)

場所 児童家庭課

☎児童家庭課

特別児童扶養手当 内線 182

放課後児童クラブ(学童クラブ)の利用料、一部助成します!

放課後児童クラブを利用している児童の世帯(市町村住民税非課税世帯等)に、放課後児童クラブの6月分利用料から助成金を交付します。

※放課後児童クラブは、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

対象者

市に住所があり、放課後児童(学童)クラブを利用し、小学校に就学している児童の保護者で、次に該当する世帯が対象となります。

- ①生活保護を受けている世帯
- ②市町村住民税非課税世帯
- ③その他市長が認める世帯

助成金

放課後児童クラブの利用児童1人につき、平成29年6月利用分以降で、支払った1月あたりの利用料から5,000円を控除した金額(月額3,000円を限度)となります。

申請

以下の書類等を持参し、保育課の窓口にて申請してください。

- ①申請書/②利用料を支払ったことを証明する書類(領収証、月謝袋の写し等)/③印鑑(シャチハタ不可)/④通帳またはキャッシュカードの写し

受付時間 8:30~11:45
13:00~17:00

☎保育課 内線 461

提出忘れていませんか?平成29年度 児童手当「現況届」の提出について(督促)

児童手当を継続して受けるためには毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。現況届は毎年6月1日の状況を記載し、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するものです。

平成29年度現況届が提出されない場合、10月期の支給がありません。

未提出者には、7月末頃に再度、現況の案内通知を送付いたします。必要書類を添えて期限内に提出をお願いします。

受付期限 8月31日(木) ※郵送の場合、必着

※9月以降に提出した場合、10月期の支給はありませんので、ご注意ください。

受付時間 8:30~11:30
13:00~17:00

受付場所 児童家庭課

必要書類 ①現況届(届いてない方は来所時に発行します)

②認印

③父、母、児童の健康保険証(宜野湾市の国保以外の方)

※別途、提出が必要な書類がある場合があります。

区分	支給月額	
3歳未満	一律	15,000円
3歳~小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律	10,000円
所得制限額を超過している世帯の児童	一律	5,000円

※所得制限額を超過しているかどうかの確認は現況時に行います。

☎児童家庭課 児童扶養手当
内線 181・283・294

